

宮川構成員 資 料

第5回事前意見

宮川 崇

昨月の8月より、四国地区内でこの持続可能な保護司制度検討会について協議する会「四国ホゴちゃんねる」がつくられ、毎月第1水曜日の朝にZoomで行われております。こちらで出た意見を持ち帰るとともに、四国からの意見も集めて持ってきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○会費・実費負担の取り扱い

会費については、当県の別のボランティア事業で、むしろ会費を取った方が一生懸命やってくれたという事例も聞いています。そういう心理的なものがあるのかなと思っておりますので、会費はあってもいいと思います。一方で、何に使われるかをはっきりわかることが「これからの人たち」には重要なのではないかと感じました。当保護司会総会で、来賓の方にお土産をお渡しする必要があるのか？という質問も出ました。もちろん過去からの慣例もありますが、使われ方についての方をしっかりとる方がいい気がします。僕も他の団体でのことですが、会費の使い方として結局は数名の方が行く旅行の話しか出てこないのを聞くとどうかなあと思っております。会費についてもう一点は、金銭的以外の活動に対しての余裕がなくなってきたことかと思えます。だからこそ、会費について言及され始めたのかと。保護司に関わらず日本のボランティアの仕組み自体が限界に来ているのではないかと思います。

○報酬制の導入

これまでも、多々意見が出ていたように、保護司としての活動が無報酬であることのアイデンティティというか、誇りのようなものがあって、だからこそ続けているという意見には同意ですし、尊重したいと思えます。報酬目当てでやっているんじゃない、ということはよくわかります。報酬を検討するなら金銭では変えられない別のもので対応すべきことかなと思えます。

一方で、前回も言いましたが、個人が取得している資格・技能を利用する時にはそれなりの配慮が必要ではないかと思います。それが保護司に必要なものなら全員が修得すべきものであるし、保護司の枠を越えて必要な能力なら、「保護司の無報酬」とは別なのではないかと。もちろん、提供者が自主的に行うことには構いませんが、それでも個人差による地域差が発生することにもなるし、同じ能力を持つほかの方が無報酬でせざるを得ない風潮を作り出してしまふこととなります。それも含めて保護司であると、するならそれはそれでありとも思っておりますので、ここで言いたいことは、責務や機会が偏ってしまわないようにということです。担当を多く持つてる人、まだ持ってない人のバランスにもつながり、そのことによる格差が起きないように思っています。(また、このような件について、新人で複数の担当を持っている人もいる中で、4年でまだゼロの人もいて、保護観察官に何年も言っているのに対応してくれないとおっしゃってる地区がありました。)

○デジタル化の推進

すでに、ZoomやLINEなどのツール、メーリングリストを活用しているところもあるので、徐々に広がっているとは思いますが、DXとは単なる紙をデータにするとかではなく、デジタルにすることでより良くならなければならないので、デジタルもアナログもレガシーシステムによるまさに本年度の崖を一

足飛びに越えられるかかと思えます。デジタル化の利点は、全体を一気に変更できるところにもあるので、各個の地区に任せるのではなく中央からの発信にすべきかと思えます。反発・抵抗は多いでしょうが…自動車業界も同じですが、どの業界も同じ問題を抱えているのではないかと思えます。

保護司会に法人格がないので、ホームページやZ o o mなどを契約する時に個人でせざるを得ないとのことです。個人契約だと、定年時などの継承が難しい問題もあります。四国では四国地方更生保護委員会がZ o o mアカウントを取得し、各保護司会で使用することが可能ですが、やはり繰り返しにはなりますが中央での一括管理・手配の方がいいと思えます。ホームページもサーバやドメインも安心できるものを用意してあげる方がいいと思えます。

○更生保護サポートセンターの在り方

単純に建物・立地として、地域交流拠点に設置してほしい。社協等、他団体と近距離で情報交換できるような場所がいいと思えます。

○保護区・保護司会の在り方

いま、一番気にしているのは、保護司会がどれくらい「育成」に力を入れるかということところです。もしかしたら、そもそもそういう想定が無いのかもしれないからです。資格要件的にはすでに保護司として活動できる人になる、というものかもしれないからです。ですので、保護司として育成するという視点があれば、また違う組織作りになるのかもしれない。

また、D Xや会内の交流も、地域差が大きいと思えました。地区内に高速のS A P Aが5つもある、サポセンまで50kmあるというところもありました。不便は不便で、逆に仲良くやってるところもありましたが、北海道や沖縄だともっと大変なんでしょうか。(ハードルを下げた結果、会になじめない人も増えたという話もありました。少ない人数にしてもいいから濃密な会にしたいということでした)

○社会的認知度の向上・広報の在り方

どのような地域活動をしているのが、純粋に疑問でしたので四国内で聞いてみました。それぞれの地区で、多岐にわたる独自の事業が行われていると感じました。社協・学校・警察・行政などつながりもあるようでした。他団体との交流・事業と、定員の充足率(または新任加入率)を照らし合わせても面白いと思えました。柳川さんが前回おっしゃられていたように、いい意味で地域の各所と密着・癒着すべきと思えます。人材の確保や活動の活性化に対してとても意味があると改めて感じました。どの団体も人材確保には苦慮していますので、対策として一番必要なものかと思えます。そして、その中で活動をどう認知させるか、他の団体の陰に隠れてしまっている、実行委員会の名のもとに入っているのに表に出ない、などあると思えます。この辺りは、そもそもが違うところで活躍している方が保護司になっているので、順序的に仕方ないところもあるかもしれません。

(直接この案件に関係ないですが、保護観察官の方も保護司会の事業に積極的に参加してほしいという意見もありました。個人差があるでしょうけど。)

広報活動は地道なところで、各団体・教育・行政の場で、保護司一人ひとりが話し続けていくこと。一方で全国レベルでの話題を提供すること。まずは、誤解のない伝わり方で広げるべきかと思えます。僕

は、青年会議所（JCI）の香川ブロックの会議にここ2年、保護司のPRに行かせてもらってます。もちろん高松保護観察所から助けていただけてます。規模の大きい団体との連携は広報につながるので、個人的には日本JCと上同士で提携していただけたらと思います。

○総合的に以下のような趣旨で意見を出しています。

各地で個性を伸ばす部分は、伸ばしてもらい、良い方法は共有する。

不必要な負担部分（苦勞することに意義がないこと）は、全国一括化・システム化等に対応する。

会の活動は公平に分担し、様々な格差がおこらないようにする

地域や諸団体とは密着に連携する

山元構成員 資 料

山元事前意見 第5回

3. 待遇、活動環境

①待遇につきまして

保護司の活動につきましては、以前も申し上げたかもしれませんが、ある意味で、競争経済社会、貨幣経済、資本主義社会等にはそぐわない面もあり、対象者との信頼関係を構築していく上でも一般社会からの活動に対する支持を受けるという意味においても、無償のボランティアという線は維持すべきかと思えます。

ただし、実費弁償は、なるべく保護司自身の持ち出しがないように、この部分の考え方を変えていく必要があると思えます。そこで、保護司法第11条2項の実費弁償につきまして、現在は、補導費、生活環境調整費、社会貢献活動費、研修等出席実費などが支払われています。いずれも、活動の回数に応じて、主として変動的経費部分について支払がなされています。

昨今の保護司の活動については、通信手段として、昨今はWi-Fiやインターネットなどの固定的経費が必須となってきました。特に、近頃は、対象者とのやり取りや保護司会の会務活動の連絡用やハートでのやりとりも、メールやLineなどを活用しております。また、ウェブでの会議も行うようになりました。このように、保護司活動におけるモバイル関係の経費も、保護司にとって負担が重くなってきています。

また、現状では、保護司の直接の活動とは言えないまでも、結果として保護司であるがゆえに招聘される間接的な活動も少なくないのが現状です。このような、保護司の間接的な活動は、実費弁償金として把握しづらいと思えます。しかし、このような活動も、保護司であるがゆえに参加を要請されたりすることも多く、保護司にとって活動の負担感は大きいと感じているのが現状です。実際このような報酬化しにくい地域活動費についても経費は発生しています。例えば、地域の防犯活動や町会活動や青少年育成活動などが掲げられます。一部は社会貢献活動経費として支払われているものの、これらの活動については、固定的経費として実費弁償金の中に含めていただくことも考えられます。

そこで、実費弁償金の考え方を、変動実費弁償金+固定実費弁償金という考え方にすることも一つの解決策と思われる。変動実費弁償金は、今までの処遇活動の実費弁償部分であり、回数に応じて発生するものです。一方、固定実費弁償金はWi-Fiなどのモバイル環境の経費と間接的な地域活動に対する経費を一律に設定するものです。

さらに、実費弁償金については、昭和29年に制定された保護司実費弁償金規則が、社会経済情勢の変化に柔軟かつ機敏に対応できていないので、一定の

年限を区切って、公的年金などのように「物価スライド制」を導入することも一案であると思います。

②活動環境につままして

イ. デジタル化の推進

報告書の作成等について、デジタル化をしていくことには賛成です。ただ、保護司専用ホームページ（H@）については、まだまだ改善の余地はあると思いますが、デジタル化は必須であると思います。特に若手の保護司の場合、生まれたときから、既にモバイル環境下で生活をしてきており、生活の一部になっています。20年後の保護司会を考えた場合、デジタル化は推進していく必要があると思われる。

ロ. 更生保護サポートセンターの充実

昨今は、更生保護サポートセンターができてきたため、活動範囲や面接場所の選択の幅が広がり、処遇活動環境が充実してきています。これは、保護司だけでなく、保護観察対象者にとっても、面接場所が複数あることは、利便性が高まることになります。処遇活動の充実といった意味でも面接場所の幅ができることは、いいことだと思います。

ただ、出来れば、もう少し、面接場所の幅が広がるといいと思います。公共施設の中には、夜間や土日に閉鎖しているところも多いため、こういった場所を有効に活用するという意味でも、これら公共施設の一部を開放していただければと思います。サテライトなどを導入している保護区もあると伺っていますが、今後もこのサテライトを充実して、面接場所の確保をお願いしたいと思います。

ハ. 社会的認知度の向上・広報の在り方

保護司の社会的認知を広めるには、どのようにしたらいいか？一番効果があるのは、やはり、「教育」だと思います。義務教育の早い段階で、ボランティア活動の意義とともに、社会の中に「保護司」という制度あるという事を、授業の一環として取り入れてもらいたいと思います。そのためには、現役の保護司が、保護司とはどのようなものか、犯罪が起きた後どのようなことが起きているのかなど、実際に話せる範囲で、たとえ1時限でも、学校に赴き出張授業を行うことも認知度向上に役立つと思います。

横田構成員 資 料

▼今後講じていく施策等についての意見

1. 報酬について

報酬制度については、保護司制度の持続可能性の観点から現役世代確保を焦点に据え、若手の意見・視点を重視すべきと考える。あわせて、ボランティア精神を尊重できる選択肢を検討する必要がある。

■公的ボランティア比較表を見て感じたこと

・他にも実質弁償金の支給はあるものの無報酬での公的ボランティアが複数存在している。ただし、保護司同様に担い手の高齢化が課題である可能性が高い。

・唯一、若い世代が多い消防団には報酬が支給されているが、それでも減少傾向にある。

上記点から、横並びに安心することなく検討を進める必要があり、報酬制度のみで解決するわけではないことも留意が必要。

また自治会やPTA等を含めると、複数の役割を担う人材も想定される。保護司単一でなく他の職種も含めた兼任状況を調査し、あわせて報酬制度の在り方を検討する必要がある。

■報酬の在り方について

報酬制度の検討の際は、保護司実費弁償金と合わせ考える必要がある。

保護司の無償性は美德であり対象者の信頼を築く一要素という点は、一定の理解ができる。報酬制度導入の方向性の一つとして、多様な担い手に選択肢を提供することが考え得られる。

報酬制度が導入される場合でも、以下の点を考慮すべきです。

・報酬の辞退という選択肢を確保し、ボランティア性を重視される方の意思を尊重する

・報酬の状況、活動期間、貢献度、寄付等に応じて、表彰制度を見直す検討を合わせて行う

また、報酬があっても通常の職に比べて、報酬は低くなるが大いに想定される。奉仕の精神に支えられた仕事であることは変わらず、共有していく必要がある。

■会費等の持ち出しについて

無報酬で活動する中、費用の持ち出しが発生することには、大きな違和感がある。

保護司会運営にあたり、一定の経費が必要な点は理解ができるものの、会費徴収による活動については、真に必要なものか、透明性をもって共有される必要がある。また保護司実費弁償金における組織活動の実施経費において、支払い基準が開催回数や参加人数の縛りとなり、参加の強制性を強めている可能性も考えられる。実態を踏まえ、制度の見直しを検討する必要がある。

2. 実態調査にあたり検討のお願い

今後の方針決定に向け、実態調査を実施し、数量的な情報を収集することは非常に重要と考える。

以下調査項目の追加検討を含め、調査内容の精査をお願いしたい。

・会費等の徴収方法（現金回収、保管、ならびに関連する事務負担など）

・保護司の兼職状況や他の公的ボランティア、自治会活動等の兼任状況

・デジタル機器の必要性とその利用状況

小西構成員 資 料

第5回事務局案についての意見（小西暁和）

〔今後講じていく施策等〕について

○活動への対価として報酬が支払われることになると、保護司制度の下での処遇活動等が労働としての性格を帯びることになり、制度の性質が大きく変わることになる。そうなると、これまでの「ボランティア」としての保護司の強みが失われかねないのではないかと思われる。

ただ、ボランティアの中には「有償ボランティア」が存在するのであり、報酬ではないにしても、僅かでも一定期間ごとに褒賞金（謝礼金）があると、一定のインセンティブが生まれるのではないかとも考えられる。地域社会のためのボランティア活動に対して感謝の気持ちを表すものとして、表彰などの他に、褒賞金（謝礼金）があってもいいのではないかとも思う。

なお、以前、保護司に類する機能を有しているスウェーデンの「補助監督者」（調査当時は「市民監督者」とデンマークの「メンター」について調査したのだが、これらの制度では、「実費弁償金」の他に、僅かながらだが「謝礼金」が支払われている。

また、保護司の方には「持ち出し」が多いとされているのであり、実費弁償金の充実化も求められる。

○保護司会の運営における保護司の方々の負担軽減も図られる必要がある。「第4回事務局案についての意見」でも述べたが、保護司の方が処遇活動及び地域活動に専念できるようにすべきものとする。併せて、保護観察所との協力のもと、平日夜間・休日の利用を可能にすることなど、更生保護サポートセンターの利便性の向上も求められる。

また、保護司会などの会費負担についても軽減策が必要とされる。会費として徴収されている保護司会などの必要経費等についても、一定程度国が負担することも考えられるだろう。

○民間企業の場合には、従業員の中に一定数保護司の方がいる企業の側にも、インセンティブを与えるといいのではないかと思われる。例えば、（協力雇用主のように）競争入札の際の点数加算、税制上の優遇などが考えられる。

○（「第3回事務局案についての意見」の再掲）BBS会では、保護区等を単位とする「地域」の他にも「学域」・「職域」等の地区BBS会があり（BBS運動基本原則3章2（1）ア）、現在、学域BBS会なども活発に活動している状況等に鑑みても、従来の保護区単位とは違う組み方の保護司会があってもいいのではないかと思われる。

例えば、都道府県庁・市区役所・町村役場や会社・事業所・民間団体等の単位の保護司会で、その組織に属している（又は属していた）職員・社員等が保護司となるような形も考えられる（活動もより広域的に行うことが想定される）。再犯防止施策において、現在自治体等の関わりが一層求められている中で一つの方向性としてもあるのではないかと思う。

例外的な位置づけとしてでも、持続可能な保護司制度を確立していくためには多様な保護司会の形も認めていくことが必要なのではないか考える。

以上